



シニアのためのスマートフォン相談会・教室

【共通事項】

持ち物 スマートフォン(お持ちの方のみ) **主催** 東京都東京都スマートフォン普及啓発事業事務局 ☎03(6316)3169(平日午前9時～午後5時)

●相談会

日 ①9月9日(水)午前10時～午後1時
②11日(金)午後1時～4時 **場** ①中央図書館サテライトカウンター前②関戸公民館創作室 **対** スマートフォンの使用について疑問や不安のある60歳以上の都民 **定** 12人(会場先着順。同時に2人まで。1人30分の入れ替え制) **ID** ①1014734②1014739 **申** 当日直接会場へ

●教室

日 9月11日(金)午後2時 **場** 永山公民館視聴覚室 **対** スマートフォンをお持ちでないまたは使い慣れていない60歳以上の都民 **定** 10人(申し込み先着順) **内** 基本操作などの講義・演習、質疑

応答 **備考** スマートフォン試用貸し出しあり(応募者多数の場合は抽選。本人確認書類要提出) **ID** 1011731 **申** 8月24日(月)午前9時～9月2日(水)午後5時に、電話で、永山公民館 ☎(337)6661へ



高齢者・障がい者(児)おむつ支給等事業の認定者の方へ～認定期間中の「おむつ代助成費」の請求はお済みですか？～

対 令和8年4月～7月の入院中に要したおむつ代(令和7年4月～令和8年3月分の未支給分も請求可。ただし事業の認定期間内で、おむつ支給を受けていない月に限る) **助成額** 1カ月あたり7,000円を限度に、おむつ代の90% **提出書類** 所定の請求用紙、おむつ代が記載された病院などの領収書の原本と写し、入院期間が分かる書類の写し、初めて請求する場合や振込先を変更する場合は、通帳やカードなど振込先口座が確認できるものの写し、必要な額の切手を貼り

宛先を記載した返信用封筒(領収書返却用) **備考** 領収書原本は確認後に返却。直接持参の場合、請求者の本人確認書類を要持参(返信用封筒は不要)。新規認定については公式ホームページ参照 **ID** 認定を受けている方=1002948、新規認定について[高齢者=1002945、障がい者(児)=1003080] **申** 8月31日(月)必着の、郵送または直接持参で、〒206-8666市役所1階高齢支援課 ☎(338)6846、障害福祉課 ☎(338)6847へ

老人福祉センター寿大学パソコン講座①パソコンを使いこなそう！(P使-2)②エクセル経験者レベルアップ(E経-2)受講生募集

日 ①10月5日(月)・16日(金)・19日(月)・23日(金)・26日(月)・30日(金)午前10時～正午②10月7日・14日・21日・28日、11月4日・11日・18日各水曜日午後2時～4時 **場** 二幸産業・NSP健康福祉プラザ704研修室 **対** 市内在住の60歳以上で、キーボード(文字入力含む)・マウス操作ができる①ワード・エクセルを使用したことがある

方②エクセルを使用したことがある方 **定** 各15人(応募者多数の場合は抽選) **費** ①1,200円②1,400円(いずれも全回分) **備考** 詳細は、二幸産業・NSP健康福祉プラザ **ID** <https://www.tama-fukushi.org/> 参照または要問い合わせ **ID** 1008280 **申** 9月19日(土)必着の、往復はがき(1講座につき1枚)往信欄裏面に希望講座名・住所・氏名・ふりがな・生年月日(年齢)・電話番号、返信欄宛名面に住所・氏名を記入し郵送、または住所・氏名を記入した通常はがきを直接持参し、〒206-0032南野3-15-1二幸産業・NSP健康福祉プラザ3階老人福祉センター寿大学担当 ☎(356)0303へ

うんどう教室(9月)

日 ①9月3日(木)午前10時～11時②10日(木)午前10時30分～正午 **場** ①乞田・貝取ふれあい館ホール②豊ヶ丘地区市民ホール第1会議室 **内** 握力測定・連続立ち上がりなどの体力測定 **持ち物** 飲み物、汗拭き用タオル **備考** 動きやすい服装で **ID** 1012145 **申** 当日直接会場へ **対** 高齢支援課 ☎(338)6924

認知症や障がいなどで、お金の管理や契約手続きなどに不安がある…

成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な方の財産管理や契約などを、本人の代わりに家庭裁判所が選任した後見人などが行う制度です。

■例えばこんな困りごとはありませんか？

例1



認知症の親が施設入所や入院する際に多額なお金が必要だけど、親の口座からお金を引き出せない。

「法定後見制度」を利用すれば、金融機関で本人に代わって後見人などが手続きできるようになります。

例2

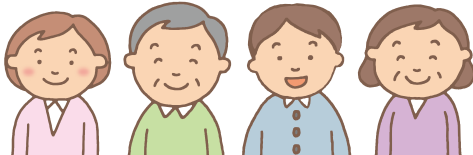


自分が将来認知症になったとき、お金の管理や契約手続きができるか不安。

「任意後見制度」を利用して、自分の信頼できる人に、将来自分が認知症になったときにやってもらいたいことを事前をお願いしておくで安心です。

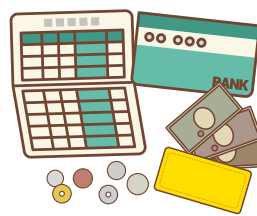
■利用した方の声

- 自分だとお金をうまく管理できないから、相談できる人がいて助かっています。
- 権利擁護センターに相談して、成年後見制度の申し立て書類の書き方などを教えていただき、無事に後見人をつけることができました。



○後見人などができること(例)

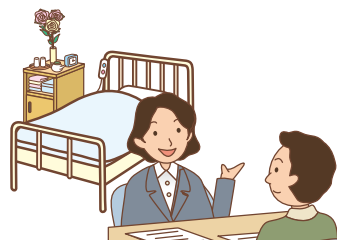
預貯金の管理
各種支払い手続き



不動産の管理・処分

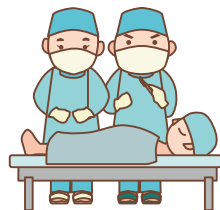


病院の入退院や施設入退所の
手続きや役所などの手続き



×後見人などができないこと(例)

手術などの医療同意



買い物や介護などの事実行為
(ヘルパーなどの契約は可)



葬儀・埋葬
(火葬は条件を満たせば可)



権利擁護センターにお気軽にご相談ください

■一人一人にあった制度の利用をサポートします

弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家と連携し、成年後見制度や福祉サービスなどに関する相談を受け付け、法律相談も行っています。成年後見制度の利用前はもちろん、利用後の相談や支援も行っています。

その他、制度利用に関する説明会・講演会などを開催しています。また、出張説明も無料で行います。

■福祉サービス利用支援事業

成年後見制度を利用するほどではないけれど不安があるという方を対象に、福祉サービス利用支援や金銭管理のサポート、大切な書類などを預かるサービスです。相談は無料、契約後のサービスは原則有料です。